

「津波避難対策推進マニュアル検討会」開催要綱

（目的）

第 1 条 未曾有の被害をもたらした東日本大震災を踏まえ、また、今後発生が懸念される南海トラフの巨大地震に起因する津波災害等に備えるため、市町村における津波避難計画の策定など、地方公共団体の津波避難対策の推進を目的として、学識経験者及び地方公共団体の防災担当者等による「津波避難対策推進マニュアル検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第 2 条 検討会は、次の事項について調査検討を行う。

- （１）津波避難に関する地方公共団体の対応状況の検証に関する事項
- （２）市町村における津波避難計画の策定等に関する事項
（「津波対策推進マニュアル検討報告書（平成14年3月）」の見直し）
- （３）住民参加による津波避難訓練のあり方に関する事項
- （４）その他、上記目的の推進に資する事項

（検討会）

第 3 条 検討会の委員は、学識経験者、地方公共団体の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁国民保護・防災部長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会については、原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

（任期）

第 4 条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

（庶務）

第 5 条 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課が処理する。

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成 24 年 5 月 17 日から施行する。